告示

○総務省告示第百五十二号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第四十六条の二第一項の規定により、次の誘導式読み書き通信設備の型式を指定したので、同条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十二年四月五日

総務大臣　原口　一博

製造業者等の氏名又は名称	型式名	指定番号
NECトーキン株式会社	ICM−3153	第ＩＣ−09005号
株式会社ディ・エム・シー	ＡＮ−ＴＰ3404Ｓ１Ｆ０	第ＩＣ−10001号
NECトーキン株式会社	ICM−3152 HNU	第ＩＣ−10002号
ジーエルサイエンス株式会社	NM11−C	第ＡＣ−09098号
株式会社ジクシス	TN33MUE002L	第ＡＣ−09099号
株式会社アルファ	ＲＳ310−Ｙ K	第ＡＣ−09100号
ジーエルサイエンス株式会社	NM18−A／QE−TS	第ＡＣ−09101号
〃	NM18−A／QE−S RC−S494	第ＡＣ−09102号
ソニーイーエムシーエス株式会社	TN31MUE005NA	第ＡＣ−10002号
株式会社ジクシス	IM11−U／PY03	第ＡＣ−10003号
ジーエルサイエンス株式会社	ＰＩＴ−101	第ＡＣ−10004号
株式会社ヒューデック	3105−100	第ＡＣ−10005号
株式会社ユーエスシー	ＦＣ6055	第ＡＣ−10006号
日本信号株式会社	ＴＲＭ−700	第ＡＣ−10007号
株式会社サーフ・イー・シー	ＰＣ−1080001	第ＡＣ−10008号
東京通信機工業株式会社	ＥＧＭ−20Ｒ3	第ＢＣ−09004号
株式会社エヌ・イー・シー	ＵＲＷＮ−501	第ＤＣ−10001号
パナソニック株式会社	ＪＴ−Ｒ270 CR−10	第ＥＣ−09019号
パナソニック株式会社イツツ	ＡＴＨＦＭ01	第ＥＣ−10001号
株式会社ミネルバ	ＭＪＨＭ−Ｋ PR02	第ＧＣ−09005号
パナソニックシステムネットワークス株式会社	ＪＴ−Ｒ410 CR	第ＨＣ−10001号

○総務省告示第百五十三号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第四十六条の二第一項の規定により、次の特別搬送式デジタル伝送装置の型式を指定したので、同条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十二年四月五日

総務大臣　原口　一博

製造業者等の氏名又は名称	型式名	指定番号
NECエレクトロニクス株式会社	ＥＺ−ＰＬＭ1−001	第ＡＨ−10001号
パナソニック電工株式会社	ＸＸ7705	第ＥＨ−09004号
株式会社メガチップス	ＭＰ10084	第ＥＨ−10001号

○総務省告示第百五十四号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第四十六条の二第一項の規定により、次の超音波洗浄機の型式を指定したので、同条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十二年四月五日

総務大臣　原口　一博

製造業者等の氏名又は名称	型式名	指定番号
富士フイルム株式会社	ＥＳＲ−100	第ＡＵ−10001号
株式会社エヌエスティ	ＵＳ−35ＰＳ	第ＢＵ−10001号
〃	ＵＳ−50ＰＳ	第ＢＵ−10002号
〃	ＵＳ−75ＰＳ	第ＢＵ−10003号
〃	ＵＳ−100ＰＳ	第ＢＵ−10004号

○総務省告示第百五十五号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第四十六条の二第一項の規定により、次の超音波加工機の型式を指定したので、同条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十二年四月五日

総務大臣　原口　一博

製造業者等の氏名又は名称	型式名	指定番号
株式会社ソノデック	ＳＨ−3510	第ＡＫ−10001号

○総務省告示第百五十六号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第四十六条の二第一項の規定により、次の超音波ウェルダーの型式を指定したので、同条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十二年四月五日

総務大臣　原口　一博

製造業者等の氏名又は名称	型式名	指定番号
精電舎電子工業株式会社	Ｓｏｎｏｐｅｔ ＤΣＧ1210Ｂ	第ＡＷ−10001号
〃	Ｓｏｎｏｐｅｔ ＤΣＧ1500Ｂ	第ＡＷ−10002号
〃	Ｓｏｎｏｐｅｔ ＤΣＧ2200Ｂ	第ＡＷ−10003号
〃	Ｓｏｎｏｐｅｔ ＤΣＧ2210Ｂ	第ＡＷ−10004号
〃	Ｓｏｎｏｐｅｔ ΣＧ630Ｅ	第ＡＷ−10005号
〃	Ｓｏｎｏｐｅｔ ΣＧ−630ＥＤ	第ＡＷ−10006号
〃	Ｓｏｎｏｐｅｔ ΣＧ−630Ｓ	第ＡＷ−10007号
〃	Ｓｏｎｏｐｅｔ ΣＧ−630Ｂ	第ＡＷ−10008号

○総務省告示第百五十七号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第四十六条の二第一項の規定により、次の電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械の型式を指定したので、同条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十二年四月五日

総務大臣　原口　一博

製造業者等の氏名又は名称	型式名	指定番号
コニカミノルタビジネステクノロジーズ株式会社	C552ＤＳ	第ＡＰ−09015号
〃	C652ＤＳ	第ＡＰ−09016号
キヤノン株式会社	F155400	第ＡＰ−09017号
〃	F155100	第ＡＰ−09018号
〃	F147902	第ＡＰ−09019号

○総務省告示第百五十八号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第四十六条の八第一項の規定により、次の電子レンジの型式確認の届出があったので、同条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十二年四月五日

総務大臣　原口　一博

製造業者等の氏名又は名称	型式名	確認番号
株式会社ニトリ	MM717ＣＵＫ50Ｈｚ	第MM717ＣＵＫ50号
〃	MM717ＣＵＫ60Ｈｚ	第MM717ＣＵＫN60号
東芝ホームテクノ株式会社	ＥＲ−Ｈ15Ｃ	第ＢＢＴＯ07号
株式会社ミューコージョン	ＭＷＯ−17Ｂ−5	第MWO17Ｂ５号
〃	ＭＷＯ−17Ｂ−6	第MWO17Ｂ６号
コーナン商事株式会社	ＫＭ−22−0395Ｄ	第0395号
デガ三洋工業株式会社	ＧＭＯ−Ｓ3900	第Ｓ3900号
〃	ＧＭＯ−Ｓ3900Ｈ	第Ｓ3900Ｈ号
東芝ホームテクノ株式会社	ＥＲ−Ｈ３	第ＢＢＩＯ15号
〃	ＥＲ−ＨＥ64	第ＢＢＩＯ16号

○総務省告示第百五十九号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第四十六条の八第一項の規定により、次の電磁誘導加熱式調理器の型式確認の届出があったので、同条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十二年四月五日

総務大臣　原口　一博

製造業者等の氏名又は名称	型式名	確認番号
日立アプライアンス株式会社	ＨＴ−Ｄ６	第ＡＤＰＰ01号
〃	ＨＴ−Ｄ65	第ＡＤＰＰ02号
〃	ＨＴ−Ｄ７	第ＡＤＰＰ03号